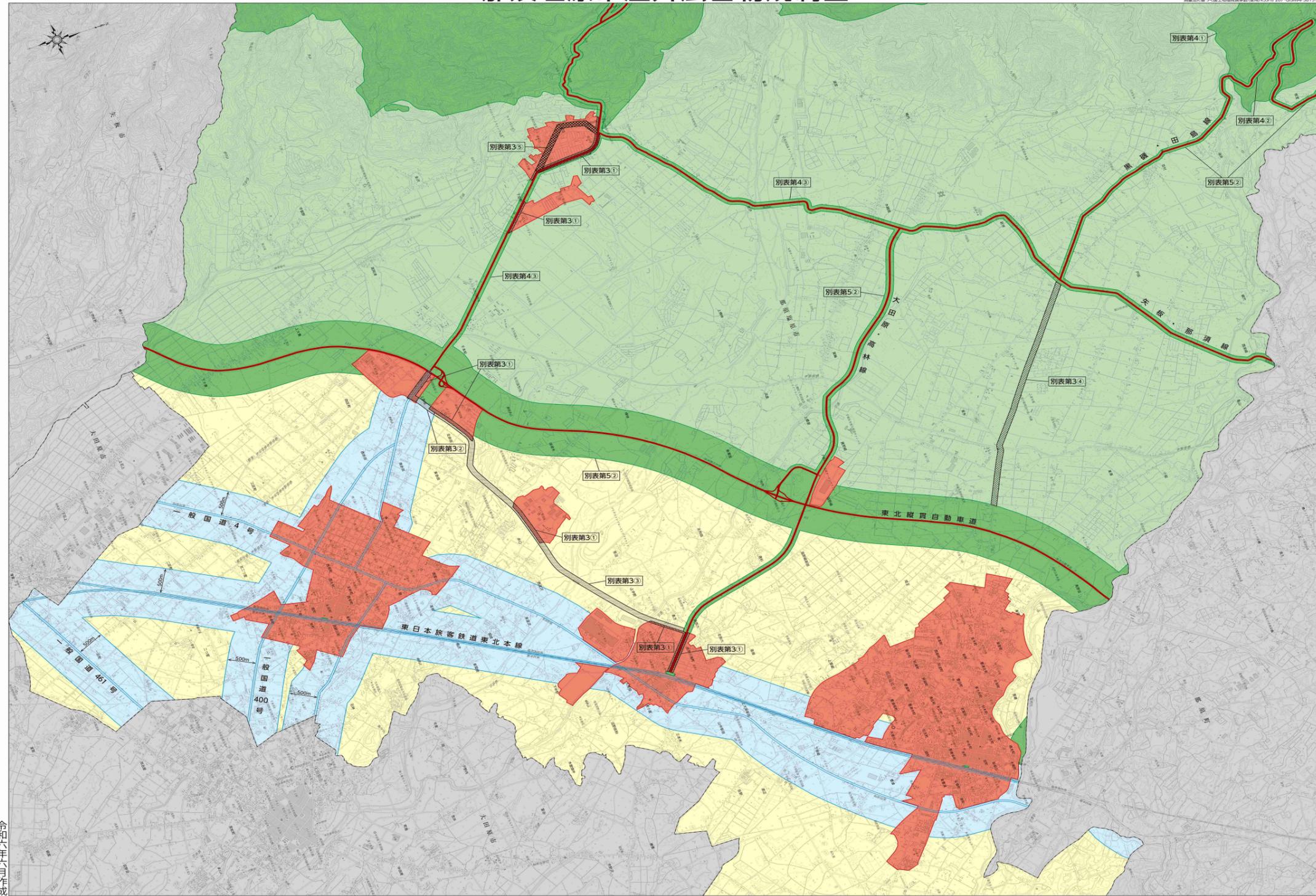


1 規制区分

那須塩原市屋外広告物規制図



令和六年八月作成

凡例							
	禁止路線		自然保全型地域 〔別表第2①〕		田園調和型沿線地域 〔別表第2③〕		対象外地域
	禁止地域		田園調和型地域 〔別表第2②〕		市街地形成型地域 〔別表第2④〕		沿道景観形成型地域 (市街地沿道景観形成地区) 〔別表第3①〕
					沿道景観形成型地域 (別表第3②)		沿道景観形成型地域 (県道西那須野那須線沿線1地区) 〔別表第3②〕
					沿道景観形成型地域 (別表第3③)		沿道景観形成型地域 (県道西那須野那須線沿線2地区) 〔別表第3③〕
					沿道景観形成型地域 (別表第3④)		沿道景観形成型地域 (ふるさと街道沿線地区) 〔別表第3⑤〕
					沿道景観形成型地域 (別表第3⑥)		沿道景観形成型地域 (別表第3⑥)

禁止地域施設一覧		
種別	名称	場所
街 区 公 園	大山公園	下永田二丁目
	南町児童公園	南町
	八汐第一公園	塩原
	八汐第二公園	塩原
	今井公園	塩原
	とよらコミュニティ公園	東豊浦
	山中新田児童公園	山中新田
	厚崎さわやか広場	上厚崎
	香掛二丁目公園	香掛二丁目
	前弥六南町公園	前弥六南町
	香掛三丁目公園	香掛三丁目
	方京一丁目公園	方京一丁目
	方京二丁目公園	方京二丁目
	方京三丁目公園	方京三丁目
	大原間西一丁目第一公園	大原間西一丁目
大原間西一丁目第二公園	大原間西一丁目	
近 隣 公 園	永田公園	永田町
	関谷中央公園	関谷
	関谷第一公園	関谷
	関谷第二公園	関谷
	関谷第三公園	関谷
	那須開墾社第二農場歴史公園	三区町
	井口公園	井口
	いなむらふれあい公園	埼玉
	戸田水辺公園	戸田
	香掛一丁目公園	香掛一丁目
地 区 公 園	大原間西二丁目公園	大原間西二丁目
	太夫塚公園	太夫塚一丁目
	黒磯公園	桜町
	乃木公園	石林
	塩原運動公園	中塩原
総 合 公 園	那珂川河畔公園	黒磯
	関谷南公園	下田野
	那珂川河畔運動公園	黒磯字川原地先
	烏ヶ森公園	三区町
運 動 公 園	鳥野目河川公園	鳥野目
	東那須野公園	沼野田和
広 域 公 園	にしなすの運動公園	高柳
	那須野が原公園	接骨木 千本松
都 市 緑 地	西那須野駅前公園	永田町
	一本杉緑地	西栄町
	三小前緑地	三島
	乃木緑地	新南
	疏水パーク	西大和
	西朝日町緑地	西朝日町
文 化 財	狩野緑地	三島
	逆杉	中塩原
駐 車 場	塩原駐車場	塩原
	新湯駐車場	湯本塩原

※その他官公署、学校、図書館、公民館、博物館、体育館及び公衆便所は記載していません。



## 2 那須塩原市屋外広告物条例施行規則別表

### (1) 別表第2

#### ① 自然保全型地域（1 / 2 ページ）

※「自然保全型地域」とは、高速自動車国道東北縦貫自動車道以西の区域のうち、禁止地域、市街地形成型地域、田園調和型沿線地域及び沿道景観形成型地域を除いた地域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	1 m以下	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	1 m以下	広告物は2階窓下 以下かつ6 m以 下。ただし、ワン ポイントマークは 高さの制限はな い。	地上から上端まで 6 m以下かつ軒高 以下		地上から下端まで 1. 2 m以上かつ 地上から上端まで 3. 2 m以下	地上から下端まで 歩道上では2. 5 m以上、歩道以外 の場所では4. 5 m以上	
表示面積	1面につき0. 5 ㎡以内で、1件に つき表裏各1面以 内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき3㎡以 内かつ合計1. 2㎡ 以内	1面につき3㎡以 内かつ合計1. 2㎡ 以内	1面につき3㎡以 内かつ合計1. 2㎡ 以内	広告物は、1建築 壁面につき3㎡以 内。ワンポイント マークは、1建築 壁面につき1㎡以 内。	1面につき1. 5 ㎡以内かつ合計3 ㎡以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1. 2 m以下か つ横0. 5 m以下	
形状・幅				1面の幅は1 m以 内かつ最大投影幅 は1. 5 m以内	1面の幅は1 m以 内かつ最大投影幅 は1. 5 m以内	1面の幅は3 m以 内かつ最大投影幅 は4 m以内						
道路からの 後退距離	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	1 m以上		1 m以上	敷地境界から1 m 以上							
広告物相互 間の距離	30 m以上。た だし、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。			30 m以上。た だし、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。								
色彩	地色・裏面・支柱 はこげ茶色。 文字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内で ワンポイントマー クの表示が可能。			地色・裏面・支柱 はこげ茶色。 文字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内で ワンポイントマー クの表示が可能。								
基数及び 共架数	1基につき縦に5 件まで共架するこ とができる。	敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。		敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告板と併せて表 示することはでき ない。	広告物は、1建築 壁面につき1基。 ワンポイントマー クは、1建築壁面 につき1基。	有効壁面につき1 基				
特殊装置	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの					
位置、設置方法 等			建築物からはみ出 さないこと。			建築物からはみ出 さないこと。	開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1 m以内。た だし、道路へ突き 出すことはできな い。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			直径3 m以下、添 架装置の網は長さ 1. 5 m以下かつ幅 1. 5 m以下、地 上から気球までの 長さは4. 5 m以下

① 自然保全型地域（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで歩道上では3.5m以上、歩道以外の場所では5m以上	地上から下端まで4.5m以上	地上から下端まで2.5m以上	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下				地上から下端まで歩道上では3.5m以上、歩道以外の場所では5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2m以下	縦0.5m以下かつ横1.5m以下。原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1㎡以内	1面につき0.2㎡以内				
形状・幅								長さ1.5m以下 幅1.4m以下			
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩											
基数及び 共架数				敷地につき2基	敷地につき2本 ※国等が公共的 目的で掲出する場 合敷地又は建築物 の出入口に設置す る1対（2本）の ものを除き、相互 間の距離6m以上						
特殊装置				光源の点滅を伴 わないもの							
位置、設置方法 等	道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 上記以外の場所では、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。			道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。 (国等が設置する場合を除く)				道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	左右側面部及び前後部  交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	左右側面部及び後部  交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

(1) 別表第2

② 田園調和型地域（1/2ページ）

※「田園調和型地域」とは、禁止地域、自然保全型地域、田園調和型沿線地域、市街地形成型地域及び沿道景観形成型地域を除く地域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 6 m以下	地上から上端まで 6 m以下	3 m以下	地上から上端まで 6 m以下	地上から上端まで 6 m以下	3 m以下	広告物は2階窓下 以下かつ6 m以 下。ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6 m以下かつ軒高 以下		地上から下端まで 1. 2 m以上かつ 地上から上端まで 3. 2 m以下	地上から下端まで 歩道上では2. 5 m以上、歩道以外 の場所では4. 5 m以上	
表示面積	1面につき10㎡ 以内で、1件につ き表裏各1面以内	1面につき10㎡ 以内かつ表裏各1 面以内	1面につき15㎡ 以内かつ表裏各1 面以内	1面につき10㎡ 以内かつ合計40 ㎡以内	1面につき10㎡ 以内かつ合計40 ㎡以内	1面につき15㎡ 以内かつ合計60 ㎡以内	広告物は1建築壁 面につき10㎡以 内。ワンポイント マークは、1建築 壁面につき1㎡以 内	1面につき5㎡以 内かつ合計10㎡ 以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1. 2 m以下か つ横0. 5 m以下	
形状・幅				1面の幅は2 m以 内かつ最大投影幅 は2. 5 m以内	1面の幅は2 m以 内かつ最大投影幅 は2. 5 m以内	1面の幅は5 m以 内かつ最大投影幅 は7 m以内						
道路からの 後退距離	1 m以上	1 m以上		1 m以上	敷地境界から1 m 以上							
広告物相互 間の距離	30 m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。			30 m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。								
色彩												
基数及び 共架数	1基につき縦に5 件まで共架するこ とができる。ただ し、それらの表示 面積の合計は、2 0㎡以内とする。	敷地につき1基	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せて 表示することはで きない。		敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。	ワンポイントマー クは、1建築壁面 につき1基	有効壁面につき1 基				
特殊装置	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源の点滅を伴わ ないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源の点滅を伴わ ないもの						
位置、設置方法 等			建築物からはみ出 さないこと。			建築物からはみ出 さないこと。	開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1. 5 m以内。 ただし、道路へ突 き出すことはでき ない。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			直径3 m以下、添 架装置の綱は長さ 1. 5 m以下かつ幅 1. 5 m以下、地 上から気球までの 長さは4. 5 m以下

② 田園調和型地域（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下か つ横1.5m以下。 原則として同一商 店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1㎡以 内	1面につき0.2 ㎡以内	長さ15m以下 幅1.4m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩											
基数及び 共架数				敷地につき2基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のもの を除き、相互間 の距離6m以上						
特殊装置											
位置、設置方法 等	道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であること。 上記以外の場所にあ っては、その場所 が当該アーチの 公益性から適当と 認められること			道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。 （国等が設置する 場合を除く）				道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であること。 上記以外の場所では、その場所が当 該横断幕の公益性 から適当と認めら れること。	左右側面部及び前後部  交通の安全の妨げ となるおそれのある 構造、素材、位置、 装置等でないこと。	左右側面部及び後部  交通の安全の妨げ となるおそれのある 構造、素材、位置、 装置等でないこと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

(1) 別表第2

③ 田園調和型沿線地域（1／2ページ）

※「田園調和型沿線地域」とは、禁止地域、市街地形成型地域及び沿道景観形成型地域を除く地域のうち、市長が指定する地域（国道4号、国道400号のうち高速自動車道国道東北縦貫自動車道以東、国道461号、市道睦・石林線、市道塩原街道線、JR東北本線及びJR東北新幹線及びその路端から500mの範囲内にある区域）をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 6m以下	地上から上端まで 9m以下	3m以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6m	地上から上端まで 9m以下	地上から上端まで 9m以下	3m以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6m	広告物は3階窓下以下かつ9m以下。ワンポイントマークは高さの制限はない。	地上から上端まで9m以下かつ軒高以下		地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	地上から下端まで歩道上では2.5m以上、歩道以外の場所では4.5m以上	
表示面積	1面につき20㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき60㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき20㎡以内かつ合計80㎡以内	1面につき20㎡以内かつ合計80㎡以内	1面につき60㎡以内かつ合計240㎡以内	広告物は1建築壁面につき20㎡以内。ワンポイントマークは1建築壁面につき3㎡以内	1面につき10㎡以内かつ合計20㎡以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1.2m以下かつ横0.5m以下	
形状・幅				1面の幅は2.5m以内かつ最大投影幅は3.5m以内	1面の幅は2.5m以内かつ最大投影幅は3.5m以内	1面の幅は10m以内かつ最大投影幅は14m以内						
道路からの 後退距離	1m以上	1m以上		1m以上	敷地境界から1m以上							
広告物相互 間の距離	30m以上。ただし、他の広告物を妨げない場合には設置可能。			30m以上。ただし、他の広告物を妨げない場合には設置可能。								
色彩												
基数及び 共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40㎡以内とする。	前面道路につき1基	1建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。		敷地につき1基	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	ワンポイントマークは1建築壁面につき1基	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が20㎡以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列に表示し、又は設置する場合は基数の制限はない。				
特殊装置												
位置、設置方法 等			建築物からはみ出さないこと。			建築物からはみ出さないこと。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	出幅は、建築壁面から1.5m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築物又は堅固な工作物に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置			直径3m以下、添架装置の網は長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下、地上から気球までの長さは4.5m以下

③ 田園調和型沿線地域（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以 上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以 上		
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下か つ横1.5m以下 原則として同一商 店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1㎡以 内	1面につき0.2 ㎡以内	長さ1.5m以下 幅1.4m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩											
基数及び 共架数				前面道路につき2 基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のも のを除き、相互間 の距離6m以上						
特殊装置											
位置、設置方法 等	道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所に あっては、その場 所が当該アーチの 公益性から適当と 認められること			道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 （国等が設置する 場合を除く）				道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所に あっては、その場 所が当該横断幕の 公益性から適当と 認められること。	左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出  
する場合  
・位置：左右側面部及び前後部  
・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれの  
ある構造、素材、位置、装置等でないこと。

(1) 別表第2

④ 市街地形成型地域（1／2ページ）

※「市街地形成型地域」とは、禁止地域及び沿道景観形成型地域を除く用途地域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 6 m以下	地上から上端まで 1.2 m以下	3 m以下又は建築物の 高さの3分の1以下で 最高6 m	地上から上端まで 9 m以下	地上から上端まで 1.2 m以下	3 m以下又は建築物の 高さの3分の1以下で 最高6 m	広告物は3階窓下以下 かつ9 m以下。 ※ワンポイントマーク 及び商工業地域等の 広告物は高さの制限 はない。	地上から上端まで 1.2 m以下かつ軒高 以下 ※道路突き出しの 場合の基準有		地上から下端まで 1.2 m以上かつ 地上から上端まで 3.2 m以下	地上から下端まで 歩道上では2.5 m以上、歩道以外 の場所では4.5 m以上	
表示面積	1面につき20㎡ 以内で、1件につ き表裏各1面以内	1面につき20㎡ 以内かつ表裏各1 面以内	1面につき60㎡ 以内かつ表裏各1 面以内	1面につき20㎡ 以内かつ合計80 ㎡以内	1面につき20㎡ 以内かつ合計80 ㎡以内	1面につき60㎡ 以内かつ合計24 0㎡以内	広告物は1建築壁 面につき20㎡以 内（商工業地域等 は1建築壁面の面 積の1/10の面 積以内又は20㎡ 以内）。 ワンポイントマ ークは1建築壁面 につき3㎡以内	1面につき10㎡ 以内かつ合計20 ㎡以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1.2 m以下か つ横0.5 m以下	
形状・幅				1面の幅は2.5 m以内かつ最大投 影幅は3.5 m以 内	1面の幅は2.5 m以内かつ最大投 影幅は3.5 m以 内	1面の幅は1.0 m 以内かつ最大投影 幅は1.4 m以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     商工業地域等…                      第2種住居地域、準住居地域、近隣                      商業地域、商業地域、準工業地域及                      び工業地域                 </div>					
道路からの 後退距離	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	後退距離はない。 ※道路突き出しの 場合の基準有		後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。							
広告物相互 間の距離												
色彩												
基数及び 共架数	1基につき縦に5 件まで共架可能 （表示面積の合計 は、40㎡以内）	敷地につき2基又 は前面道路につき 1基	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せて 表示することはで きない。		敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告板と併せて表 示することはでき ない。	ワンポイントマ ークは1建築壁面 につき1基	有効壁面につき1 基。 ※表示面積の合計 が20㎡以内かつ 有効壁面につき縦 に1列又は2列に 表示する場合は基 数の制限はない。				
特殊装置												
位置、設置方法 等			建築物からはみ出 さないこと。			建築物からはみ出 さないこと。	開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1.5 m以内 かつ敷地境界から 1 m以内	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			直径3 m以下、添 架装置の網は長さ 1.5 m以下かつ幅 1.5 m以下、地 上から気球までの 長さは4.5 m以下

④ 市街地形成型地域（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下か つ横1.5m以下。 原則として同一商 店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1㎡以 内	1面につき0.2 ㎡以内	長さ15m以下 幅1.4m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩											
基数及び 共架数				前面道路につき2 基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のも のを除き、相互間 の距離6m以上						
特殊装置											
位置、設置方法 等	道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所にあ っては、その場 所が当該アーチの 公益性から適当と 認められること			道路へ突き出さない こと。	道路へ突き出さない こと。 （国等が設置する 場合を除く）				道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所にあ っては、その場 所が当該横断幕の 公益性から適当と 認められること。	左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのある 構造、素材、位置、 装置等でないこと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのある 構造、素材、位置、 装置等でないこと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出  
する場合  
・位置：左右側面部及び前後部  
・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれの  
ある構造、素材、位置、装置等でないこと。

(2) 別表第3 (沿道景観形成地区)

① 市街地沿道景観形成地区 (1/2ページ)

※「市街地沿道景観形成地区」とは、沿道景観形成型地域のうち、ふるさと街道沿線地区を除く地域で市長が指定する区域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 6m以下	地上から上端まで 1.2m以下	3m以下又は建築物 の高さの3分の 1以下で最高6m	地上から上端まで 9m以下	地上から上端まで 1.2m以下	3m以下又は建築物 の高さの3分の 1以下で最高6m	広告物は3階窓下 以下かつ9m以 下。 ※ワンポイントマ ーク及び商工業地 域等の広告物は高 さの制限はない。	地上から上端まで 1.2m以下かつ軒 高以下 ※道路突き出しの 場合の基準有		地上から下端まで 1.2m以上かつ 地上から上端まで 3.2m以下	地上から下端まで 歩道上では2.5 m以上、歩道以外 の場所では4.5 m以上	
表示面積	1面につき20㎡ 以内で、1件につ き表裏各1面以内	1面につき20㎡ 以内かつ表裏各1 面以内	1面につき60㎡ 以内かつ表裏各1 面以内	1面につき20㎡ 以内かつ合計80 ㎡以内	1面につき20㎡ 以内かつ合計80 ㎡以内	1面につき60㎡ 以内かつ合計24 0㎡以内	広告物は1建築壁 面につき20㎡以 内(商工業地域等 は1建築壁面の面 積の1/10の面 積以内又は20㎡ 以内。) ワンポイントマ ークは1建築壁面 につき3㎡以内	1面につき10㎡ 以内かつ合計20 ㎡以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1.2m以下か つ横0.5m以下	
形状・幅				1面の幅は2.5 m以内かつ最大投 影幅は3.5m以 内	1面の幅は2.5 m以内かつ最大投 影幅は3.5m以 内	1面の幅は10m 以内かつ最大投 影幅は14m以内	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">                     商工業地域等… 第2種住居地域、準住居地域、近隣 商業地域、商業地域、準工業地域及 び工業地域                 </div>					
道路からの 後退距離	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	後退距離はない。 ※道路突き出しの 場合の基準有		後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。							
広告物相互 間の距離												
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色はこげ茶色、 文字は白色又は黒 色。 ※発光塗料の使用 不可	周囲の景観と著し く不調和とならな いこと。 ※発光塗料の使用 不可	色彩、形状は周辺 の景観と著しく不 調和とならないこ と ※発光塗料の使用 不可			
基数及び 共架数	1基につき縦に5 件まで共架可能 (表示面積の合計 は、40㎡以内)	敷地につき2基又 は前面道路につ き1基	1建築壁面につ き1基。ただし、屋 上広告塔と併せて 表示することはで きない。		敷地につき1基	建築物につ き1基。ただし、屋 上広告塔と併せて 表示することはで きない。	ワンポイントマ ークは1建築壁面 につき1基	有効壁面につ き1基。 ※表示面積の合計 が20㎡以内かつ 有効壁面につき縦 に1列又は2列に 表示する場合は基 数の制限はない。				
特殊装置												
位置、設置方法 等			建築物からはみ出 さないこと。			建築物からはみ出 さないこと。	開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1.5m以内 かつ敷地境界から 1m以内	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			直径3m以下、添 架装置の網は長さ 1.5m以下かつ幅 1.5m以下、地 上から気球までの 長さは4.5m以下

① 市街地沿道景観形成地区（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下か つ横1.5m以下。 原則として同一商 店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1㎡以 内	1面につき0.2 ㎡以内	長さ15m以下 幅1.4m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩				周囲の景観と著し く不調和とならな いこと。 ※発光塗料の使用 不可	周囲の景観と著し く不調和とならな いこと。 ※発光塗料の使用 不可						
基数及び 共架数				前面道路につき2 基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のも のを除き、相互間 の距離6m以上						
特殊装置											
位置、設置方法 等	道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所に あっては、その場 所が当該アーチの 公益性から適当と 認められること			道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 （国等が設置する 場合を除く）				道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所 では、その場所が 当該横断幕の公益 性から適当と認め られること。	左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出  
する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

(2) 別表第3 (沿道景観形成地区)

② 県道西那須野那須線沿線1地区 (1/2ページ)

※「県道西那須野那須線沿線1地区」とは、沿道景観形成地域のうち、市街地沿道景観形成地区及びふるさと街道沿線地区を除く地域で市長が指定する区域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 6 m以下	地上から上端まで 9 m以下	3 m以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6 m	地上から上端まで 9 m以下	地上から上端まで 9 m以下	3 m以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6 m	広告物は3階窓下以下かつ9 m以下。ワンポイントマークは高さの制限はない。	地上から上端まで9 m以下かつ軒高以下		地上から下端まで1.2 m以上かつ地上から上端まで3.2 m以下	地上から下端まで歩道上では2.5 m以上、歩道以外の場所では4.5 m以上	
表示面積	1面につき20㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき60㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき20㎡以内かつ合計80㎡以内	1面につき20㎡以内かつ合計80㎡以内	1面につき60㎡以内かつ合計240㎡以内	広告物は1建築壁面につき20㎡以内。ワンポイントマークは1建築壁面につき3㎡以内	1面につき10㎡以内かつ合計20㎡以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1.2 m以下かつ横0.5 m以下	
形状・幅				1面の幅は2.5 m以内かつ最大投影幅は3.5 m以内	1面の幅は2.5 m以内かつ最大投影幅は3.5 m以内	1面の幅は1.0 m以内かつ最大投影幅は1.4 m以内						
道路からの 後退距離	1 m以上	1 m以上		1 m以上	敷地境界から1 m以上							
広告物相互 間の距離	30 m以上。ただし、他の広告物を妨げない場合には設置可能。			30 m以上。ただし、他の広告物を妨げない場合には設置可能。								
色彩	地色、裏面及び支柱はこげ茶色、文字は白色又は黒色。 1面につき表示面の1/5の範囲内でワンポイントマークを表示可能	地色、裏面及び支柱はこげ茶色、文字は白色又は黒色。 1面につき表示面の1/5の範囲内でワンポイントマークを表示可能	地色、裏面及び支柱はこげ茶色、文字は白色又は黒色。 1面につき表示面の1/5の範囲内でワンポイントマークを表示可能	地色、裏面及び支柱はこげ茶色、文字は白色又は黒色。 1面につき表示面の1/5の範囲内でワンポイントマークを表示可能	地色、裏面及び支柱はこげ茶色、文字は白色又は黒色。 1面につき表示面の1/5の範囲内でワンポイントマークを表示可能	地色、裏面及び支柱はこげ茶色、文字は白色又は黒色。 1面につき表示面の1/5の範囲内でワンポイントマークを表示可能	地色はこげ茶色、文字は白色又は黒色。 ※発光塗料の使用不可	周囲の景観と著しく不調和とならないこと。 ※発光塗料の使用不可	色彩、形状は周囲の景観と著しく不調和とならないこと ※発光塗料の使用不可			
基数及び 共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40㎡以内とする。	前面道路につき1基	1建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。		敷地につき1基	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	ワンポイントマークは1建築壁面につき1基	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が20㎡以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列に表示し、又は設置する場合にあっては基数の制限はない。				
特殊装置												
位置、設置方法 等			建築物からはみ出さないこと。			建築物からはみ出さないこと。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	出幅は、建築壁面から1.5 m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築物又は堅固な工作物に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置			直径3 m以下、添架装置の網は長さ1.5 m以下かつ幅1.5 m以下、地上から気球までの長さは4.5 m以下

② 県道西那須野那須線沿線1地区 (2/2ページ)

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下か つ横1.5m以下。 原則として同一商 店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1㎡以 内	1面につき0.2 ㎡以内	長さ15m以下 幅1.4m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩				周囲の景観と著し く不調和とならな いこと。 ※発光塗料の使用 不可	周囲の景観と著し く不調和とならな いこと。 ※発光塗料の使用 不可						
基数及び 共架数				前面道路につき2 基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対(2本)のもの を除き、相互間 の距離6m以上						
特殊装置											
位置、設置方法 等	道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所にあ っては、その場 所が当該アーチの 公益性から適当と 認められること			道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 (国等が設置する 場合を除く)				道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所にあ っては、その場 所が当該横断幕の 公益性から適当と 認められること。	左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのある 構造、素材、位置、 装置等でないこと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのある 構造、素材、位置、 装置等でないこと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出  
する場合  
・位置：左右側面部及び前後部  
・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれの  
ある構造、素材、位置、装置等でないこと。

③ 県道西那須野那須線沿線2地区（1/2ページ）

※「県道西那須野那須線沿線2地区」とは、沿道景観形成地域のうち、市街地沿道景観形成地区、県道西那須野那須線沿線1地区及びふるさと街道沿線地区を除く地域で市長が指定する区域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 6 m以下	地上から上端まで 6 m以下	3 m以下	地上から上端まで 6 m以下	地上から上端まで 6 m以下	3 m以下	広告物は2階窓下 以下かつ6 m以 下。ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6 m以下かつ軒高 以下		地上から下端まで 1. 2 m以上かつ 地上から上端まで 3. 2 m以下	地上から下端まで 歩道上は2. 5 m 以上、歩道以外の 場所は4. 5 m以 上	
表示面積	1面につき10㎡ 以内で、1件につ き表裏各1面以内	1面につき10㎡ 以内かつ表裏各1 面以内	1面につき15㎡ 以内かつ表裏各1 面以内	1面につき10㎡ 以内かつ合計40 ㎡以内	1面につき10㎡ 以内かつ合計40 ㎡以内	1面につき15㎡ 以内かつ合計60 ㎡以内	広告物は1建築壁 面につき10㎡以 内。ワンポイント マークは1建築壁 面につき1㎡以内	1面につき5㎡以 内かつ合計10㎡ 以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1. 2 m以下か つ横0. 5 m以下	
形状・幅				1面の幅は2 m以 内かつ最大投影幅 は2. 5 m以内	1面の幅は2 m以 内かつ最大投影幅 は2. 5 m以内	1面の幅は5 m以 内かつ最大投影幅 は7 m以内						
道路からの 後退距離	1 m以上	1 m以上		1 m以上	敷地境界から1 m 以上							
広告物相互 間の距離	30 m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。			30 m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。								
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色はこげ茶色、 文字は白色又は黒 色。 ※発光塗料の使用 不可	周囲の景観と著し く不調和とならな いこと。 ※発光塗料の使用 不可	色彩、形状は周辺 の景観と著しく不 調和とならないこ と ※発光塗料の使用 不可			
基数及び 共架数	1基につき縦に5 件まで共架するこ とができる。ただ し、それらの表示 面積の合計は、2 0㎡以内とする。	敷地につき1基	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せて 表示することはで きない。		敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告板と併せて表 示することはでき ない。	ワンポイントマー クは1建築壁面に つき1基	有効壁面につき1 基				
特殊装置	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源の点滅を伴わ ないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源の点滅を伴わ ないもの						
位置、設置方法 等			建築物からはみ出 さないこと。			建築物からはみ出 さないこと。	開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1. 5 m以内。 ただし、道路へ突 き出すことはでき ない。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			直径3 m以下、添 架装置の網は長さ 1. 5 m以下かつ幅 1. 5 m以下、地 上から気球までの 長さは4. 5 m以下

③ 県道西那須野那須線沿線2地区（2/2ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下か 横1.5m以下。 原則として同一商 店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1㎡以 内	1面につき0.2 ㎡以内	長さ15m以下 幅1.4m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩				周囲の景観と著し く不調和とならな いこと。 ※発光塗料の使用 不可	周囲の景観と著し く不調和とならな いこと。 ※発光塗料の使用 不可						
基数及び 共架数				敷地につき2基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のも のを除き、相互間 の距離6m以上						
特殊装置											
位置、設置方法 等	道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所に あつては、その場 所が当該アーチの 公益性から適当と 認められること			道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 （国等が設置する 場合を除く）				道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所に あつては、その場 所が当該横断幕の 公益性から適当と 認められること。	左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出  
する場合  
・位置：左右側面部及び前後部  
・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれの  
ある構造、素材、位置、装置等でないこと。

④ 県道黒磯田島線沿線地区（1／2ページ）

※「県道黒磯田島線沿線地区」とは、沿道景観形成地域のうち、市街地沿道景観形成地区、県道西那須野那須線沿線1地区、県道西那須野那須線沿線2地区及びふるさと街道沿線地区を除く地域で市長が指定する区域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	1 m以下	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	1 m以下	広告物は2階窓下 以下かつ6 m以 下。ワンポイント マークでは高さの 制限はない。	地上から上端まで 6 m以下かつ軒高 以下		地上から下端まで 1. 2 m以上かつ 地上から上端まで 3. 2 m以下	地上から下端まで 歩道上では2. 5 m以上、歩道以外 の場所では4. 5 m以上	
表示面積	1面につき0. 5 ㎡以内で、1件に つき表裏各1面以 内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき3㎡以 内かつ合計1. 2㎡ 以内	1面につき3㎡以 内かつ合計1. 2㎡ 以内	1面につき3㎡以 内かつ合計1. 2㎡ 以内	広告物は1建築壁 面につき3㎡以 内。ワンポイント マークは1建築壁 面につき1㎡以 内。	1面につき1. 5 ㎡以内かつ合計3 ㎡以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1. 2 m以下か つ横0. 5 m以下	
形状・幅				1面の幅は1 m以 内かつ最大投影幅 は1. 5 m以内	1面の幅は1 m以 内かつ最大投影幅 は1. 5 m以内	1面の幅は3 m以 内かつ最大投影幅 は4 m以内						
道路からの 後退距離	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	1 m以上		1 m以上	敷地境界から1 m 以上							
広告物相互 間の距離	30 m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。			30 m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。								
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1／5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1／5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1／5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1／5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1／5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1／5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色はこげ茶色、 文字は白色又は黒 色。 ※発光塗料の使用 不可	周囲の景観と著し く不調和とならな いこと。 ※発光塗料の使用 不可	色彩、形状は周辺 の景観と著しく不 調和とならないこ と ※発光塗料の使用 不可			
基数及び 共架数	1基につき縦に5 件まで共架するこ とができる。	敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。		敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。	広告物は1建築壁 面につき1基。 ワンポイントマ ークは1建築壁面 につき1基。	有効壁面につき1 基				
特殊装置	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの					
位置、設置方法 等			建築物からはみ出 さないこと。			建築物からはみ出 さないこと。	開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1 m以内。た だし、道路へ突き 出すことはできな い。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			直径3 m以下、添 架装置の網は長さ 1. 5 m以下かつ幅 1. 5 m以下、地 上から気球までの 長さは4. 5 m以下

④ 黒磯田島線沿線地区（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下かつ 横1.5m以下。 原則として同一商店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1㎡以 内	1面につき0.2 ㎡以内	長さ15m以下 幅1.4m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩				周囲の景観と著しく不調和とならないこと。 ※発光塗料の使用不可	周囲の景観と著しく不調和とならないこと。 ※発光塗料の使用不可						
基数及び 共架数				敷地につき2基	敷地につき2本 ※国等が公共的 目的で掲出する 場合 敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のものを除き、相互間の 距離6m以上						
特殊装置				光源の点滅を伴わないもの							
位置、設置方法 等	道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること			道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。 （国等が設置する場合を除く）				道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	左右側面部及び前後部  交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	左右側面部及び後部  交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

⑤ ふるさと街道沿線地区（1 / 2 ページ）

総量規制有…同一敷地内の表示面積の合計 15㎡以内

※「ふるさと街道沿線地区」とは、沿道景観形成型地域のうち、市長が指定する区域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 5m以下	地上から上端まで 5m以下	3m以下又は建築物 の高さの3分の 1以下で最高6m	設置できない	設置できない	設置できない	広告物は3階窓下 以下かつ9m以 下。ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6m以下かつ軒高 以下 ※道路突き出しの 場合の基準有		地上から下端まで 1.2m以上かつ 地上から上端まで 3.2m以下	地上から下端まで 歩道上では2.5 m以上、歩道以外 の場所では4.5 m以上	設置できない
表示面積	1面につき5㎡以 内で、1件につき 表裏各1面以内	1面につき5㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき5㎡以 内かつ表裏各1面 以内。				広告物は1建築壁 面につき1基かつ 5㎡以内。ワンポ イントマークは1 建築壁面につき3 ㎡以内。	1面につき5㎡以 内かつ合計10㎡ 以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1.2m以下か つ横0.5m以下	
形状・幅												
道路からの 後退距離	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	後退距離はない。 ※道路突き出しの 場合の基準有										
広告物相互 間の距離												
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能				地色はこげ茶色、 文字は白色又は黒 色。 ※発光塗料の使用 不可	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	色彩、形状は周辺 の景観と著しく不 調和とならないこ と ※発光塗料の使用 不可			
基数及び 共架数	1基につき縦に5 件まで共架可能 (表示面積の合計 は、10㎡以内)	敷地につき2基又 は前面道路につき 1基	建築物につき1基				ワンポイントマー クは1建築壁面 につき1基	有効壁面につき1 基。ただし、表示 面積の合計が10 ㎡以内であり、か つ、有効壁面につ き縦に1列に表示 し、又は設置する 場合にあっては基 数の制限はない。				
特殊装置	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの				光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの				
位置、設置方法 等			建築物からはみ出 さないこと。				開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1.5m以内 かつ敷地境界から 1m以内	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			

⑤ ふるさと街道沿線地区（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	設置できない	設置できない	設置できない	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	設置できない	設置できない		地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5 m以 上		
表示面積				1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内			長さ1.5 m以下 幅1.4 m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩				周囲の景観と著し く不調和とならな いこと。 ※発光塗料の使用 不可	周囲の景観と著し く不調和とならな いこと。 ※発光塗料の使用 不可						
基数及び 共架数				前面道路につき2 基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のも のを除き、相互間 の距離6 m以上						
特殊装置				光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの							
位置、設置方法 等				道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 （国等が設置する 場合を除く）			道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所に あつては、その場 所が当該横断幕の 公益性から適当と 認められること。	左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。	

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出  
する場合  
・位置：左右側面部及び前後部  
・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれの  
ある構造、素材、位置、装置等でないこと。

③ 別表第4 (禁止地域)

① 日光国立公園内 (指定道路及び用途地域以外) (1/2ページ)

※野立広告板、屋上広告板、野立広告塔及び屋上広告塔について、国、地方公共団体等が公共的目的で表示する場合には、別の基準があります。

	野立広告板 ※案内誘導看板のみ	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下	設置できない	設置できない	地上から上端まで 3m以下	設置できない	広告物は2階窓下 以下かつ6m以下。 ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6m以下かつ軒高 以下		設置できない	設置できない	設置できない
表示面積	1面につき0.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面			1面につき2.5 ㎡以内かつ合計1 0㎡以内		広告物は1建築壁 面につき3㎡以 内。ワンポイント マークは1建築壁 面につき1㎡以 内。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計3 ㎡以内	1㎡以内			
形状・幅	材料は青銅、木又 は擬木				1面の幅は1m以 内かつ最大投影幅 は1.5m以内							
道路からの 後退距離		1m以上			敷地境界から1m 以上							
広告物相互 間の距離												
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。ワンポイ ントマークは板面 の5分の1以内。	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能			地色、裏面及び支 柱にあつてはこげ 茶色、文字にあつ ては白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能		地色にあつては、 こげ茶色、文字に あつては白色又は 黒色とする。発光 塗料を使用しない もの。	地色にあつては、 こげ茶色、文字に あつては白色又は 黒色とする。1面 につき表示面の5 分の1の範囲内で ワンポイントマー クを表示可能。発 光塗料を使用しな いもの。	発光塗料を使用し ないもの			
基数及び 共架数	おおむね3件以 内、縦に5件まで 共架できる。	敷地につき1基			敷地につき1基		広告物は1建築壁 面につき1基 ワンポイントマー クは1建築壁面に つき1基	有効壁面につき1 基				
特殊装置	間接照明で白色系 であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの			光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの				
位置、設置方法 等	営業所から1.5km 以内かつ交差点か ら5m以上500 m以内						開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1m以内。た だし、道路へ突き 出すことはできな い。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			

① 日光国立公園内（指定道路及び用途地域以外）（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	設置できない	設置できない	設置できない	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	設置できない	設置できない	設置できない	設置できない		
表示面積				1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内						
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩				発光塗料を使用し ないもの	発光塗料を使用し ないもの						
基数及び 共架数				敷地につき2基	敷地につき2本 ※国等が公共的目 的で掲出する場合 敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のも のを除き、相互間 の距離6 m以上						
特殊装置				光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの							
位置、設置方法 等				道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 （国等が設置する 場合を除く）					左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

※野立広告板、屋上広告板、野立広告塔及び屋上広告塔について、国、地方公共団体等が公共的目的で表示する場合には、別の基準があります。

	野立広告板 ※案内誘導看板のみ	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 5 m以下	設置できない	設置できない	地上から上端まで 5 m以下	設置できない	広告物は2階窓下 以下かつ6 m以 下。ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6 m以下かつ軒高 以下		設置できない	設置できない	設置できない
表示面積	1面につき0.5 m <sup>2</sup> 以内かつ表裏各 1面以内	1面につき5 m <sup>2</sup> 以 内かつ表裏各1面			1面につき2.5 m <sup>2</sup> 以内かつ合計1 0 m <sup>2</sup> 以内		広告物は1建築壁 面につき3 m <sup>2</sup> 以 内。ワンポイント マークは1建築壁 面につき1 m <sup>2</sup> 以 内。	1面につき3 m <sup>2</sup> 以 内かつ合計6 m <sup>2</sup> 以 内	1 m <sup>2</sup> 以内			
形状・幅	材料は青銅、木又 は擬木				1面の幅は1 m以 内かつ最大投影幅 は1.5 m以内							
道路からの 後退距離		1 m以上			敷地境界から1 m 以上							
広告物相互 間の距離												
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。ワンポイ ントマークは板面 の5分の1以内。	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能			地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能		地色にあつては、 こげ茶色、文字に あつては白色又は 黒色とする。発光 塗料を使用しない もの。	地色にあつては、 こげ茶色、文字に あつては白色又は 黒色とする。1面 につき表示面の5 分の1の範囲内で ワンポイントマー クを表示可能。発 光塗料を使用しな いもの。	発光塗料を使用し ないもの			
基数及び 共架数	おおむね3件以 内、縦に5件まで 共架できる。	敷地につき1基			敷地につき1基		広告物は1建築壁 面につき1基 ワンポイントマー クは1建築壁面に つき1基	有効壁面につき1 基				
特殊装置	間接照明で白色系 であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの			光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの				
位置、設置方法 等	営業所から1.5 km 以内かつ交差点か ら5 m以上500 m以内						開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1 m以内。た だし、道路へ突き 出すことはできな い。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			

② 日光国立公園内（指定道路）（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	設置できない	設置できない	設置できない	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	設置できない	設置できない	設置できない	設置できない		
表示面積				1 面につき 1.5 ㎡以内かつ合計 6 ㎡以内	1 面につき 1.5 ㎡以内かつ表裏各 1 面以内						
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩				発光塗料を使用し ないもの	発光塗料を使用し ないもの						
基数及び 共架数				敷地につき 2 基	敷地につき 2 本 ※国等が公共的目 的で掲出する場合 敷地又は建築物の 出入口に設置する 1 対（2 本）のも のを除き、相互間 の距離 6 m 以上						
特殊装置				光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの							
位置、設置方法 等				道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 （国等が設置する 場合を除く）					左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

③ ふるさと街道地区（用途地域及び日光国立公園以外）（1 / 2 ページ）

総量規制有…同一敷地内の表示面積の合計 15 m<sup>2</sup>以内

※野立広告板、屋上広告板、野立広告塔及び屋上広告塔について、国、地方公共団体等が公共的目的で表示する場合には、別の基準があります。

	野立広告板 ※案内誘導看板のみ	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 5 m以下	1 m以下	設置できない	設置できない	設置できない	広告物は2階窓下 以下かつ6 m以 下。ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6 m以下かつ軒高 以下		設置できない	設置できない	設置できない
表示面積	1面につき0.5 m <sup>2</sup> 以内かつ表裏各 1面以内	1面につき5 m <sup>2</sup> 以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき3 m <sup>2</sup> 以 内かつ表裏各1面 以内				広告物は1建築壁 面につき3 m <sup>2</sup> 以 内。ワンポイント マークは1建築壁 面につき1 m <sup>2</sup> 以内	1面につき3 m <sup>2</sup> 以 内かつ合計6 m <sup>2</sup> 以 内	1 m <sup>2</sup> 以内			
形状・幅	材料は青銅、木又 は擬木											
道路からの 後退距離		1 m以上										
広告物相互 間の距離												
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。ワンポイ ントマークは板面 の5分の1以内。	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能				地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイ ントマークを表 示可能	発光塗料を使用し ないもの			
基数及び 共架数	おおむね3件以 内、縦に5件まで 共架できる。	敷地につき1基	建築物につき1基				広告物は1建築壁 面につき1基 ワンポイントマー クは1建築壁面に つき1基	有効壁面につき1 基				
特殊装置	間接照明で白色系 であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの				光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの				
位置、設置方法 等	営業所から1.5 km 以内かつ交差点か ら5 m以上500 m以内		建築物からはみ出 さないこと。				開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1 m以内。た だし、道路へ突き 出すことはできな い。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			

③ ふるさと街道地区（用途地域及び日光国立公園以外）（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	設置できない	設置できない	設置できない	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	設置できない	設置できない	設置できない	設置できない		
表示面積				1 面につき 1.5 ㎡以内かつ合計 6 ㎡以内	1 面につき 1.5 ㎡以内かつ表裏各 1 面以内						
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩				周辺の景観と著し く不調和とならな いこと。発光塗料 を使用しないもの	周辺の景観と著し く不調和とならな いこと。発光塗料 を使用しないもの						
基数及び 共架数				敷地につき 2 基	敷地につき 2 本 ※国等が公共的目 的で掲出する場合 敷地又は建築物の 出入口に設置する 1 対（2 本）のも のを除き、相互間 の距離 6 m 以上						
特殊装置				光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの							
位置、設置方法 等				道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 （国等が設置する 場合を除く）					左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

※野立広告板、屋上広告板、野立広告塔及び屋上広告塔について、国、地方公共団体等が公共的目的で表示する場合には、別の基準があります。

	野立広告板 ※案内誘導看板のみ	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 5 m以下	設置できない	設置できない	地上から上端まで 5 m以下	設置できない	広告物は3階窓下 以下かつ9 m以 下。ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 1.2 m以下かつ軒 高以下 ※道路突き出しの 場合の基準有		設置できない	設置できない	設置できない
表示面積	1面につき0.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき5㎡以 内かつ表裏各1面			1面につき2.5 ㎡以内かつ合計1 0㎡以内		広告物は1建築壁 面につき1基かつ 5㎡以内。ワンポ イントマークは1 建築面積につき3 ㎡以内。	1面につき5㎡以 内かつ合計10㎡ 以内	1㎡以内			
形状・幅	材料は青銅、木又 は擬木				1面の幅は1m以 内かつ最大投影幅 は1.5m以内							
道路からの 後退距離		後退距離はない。 ※道路突き出しの 場合の基準有			後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。							
広告物相互 間の距離												
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。ワンポ イントマークは板面 の5分の1以内。	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能			地色、裏面及び支 柱にあつてはこげ 茶色、文字にあつ ては白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能		地色にあつては、 こげ茶色、文字に あつては白色又は 黒色とする。発光 塗料を使用しない もの。	地色にあつては、 こげ茶色、文字に あつては白色又は 黒色とする。1面 につき表示面の5 分の1の範囲内で ワンポイントマー クを表示可能。発 光塗料を使用しな いもの。	発光塗料を使用し ないもの			
基数及び 共架数	おおむね3件以 内、縦に5件まで 共架できる。	敷地につき2基又 は前面道路につき 1基			敷地につき1基		ワンポイントマー クは1建築壁面 につき1基	有効壁面につき1 基。表示面積の合 計が10㎡以内で あり、かつ、有効 壁面につき縦に1 列に表示し、又は 設置する場合は基 数の制限はない。				
特殊装置	間接照明で白色系 であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの			光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの				
位置、設置方法 等	営業所から1.5 km 以内かつ交差点か ら5 m以上500 m以内						開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1.5 m以内 かつ敷地境界から 1 m以内。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			

④ 日光国立公園内（用途地域）（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	設置できない	設置できない	設置できない	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	設置できない	設置できない	設置できない	設置できない		
表示面積				1 面につき 1.5 ㎡以内かつ合計 6 ㎡以内	1 面につき 1.5 ㎡以内かつ表裏各 1 面以内						
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩				発光塗料を使用し ないもの	発光塗料を使用し ないもの						
基数及び 共架数				前面道路につき 2 基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1 対（2 本）のも のを除き、相互間 の距離 6 m以上						
特殊装置				光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの							
位置、設置方法 等				道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 （国等が設置する 場合を除く）					左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出  
する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれの  
ある構造、素材、位置、装置等でないこと。

(4) 別表第5 (禁止地域)

総量規制有…同一敷地内の表示面積の合計30㎡以内

① 禁止地域 (都市公園、駅前広場、公共施設等) (1/2ページ)

※野立広告板及び野立広告塔について、国、地方公共団体等が公共的目的で表示する場合には、別の基準があります。

	野立広告板 ※案内誘導看板のみ	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下	1m以下	設置できない	地上から上端まで 3m以下	1m以下	広告物は2階窓下 以下かつ6m以 下。ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6m以下かつ軒高 以下		地上から下端まで 1.2m以上かつ 地上から上端まで 3.2m以下	地上から下端まで 歩道上では2.5 m以上、歩道以外 の場所では4.5 m以上	
表示面積	1面につき0.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内		1面につき3㎡以 内かつ合計12㎡ 以内	1面につき3㎡以 内かつ合計12㎡ 以内	広告物は1建築壁 面につき3㎡以 内。ワンポイント マークは1建築壁 面につき1㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計3 ㎡以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1.2m以下か つ横0.5m以下	
形状・幅	材料は青銅、木又 は擬木				1面の幅は1m以 内かつ最大投影幅 は1.5m以内	1面の幅は3m以 内かつ最大投影幅 は4m以内						
道路からの 後退距離		1m以上			敷地境界から1m 以上							
広告物相互 間の距離												
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。ワンポイ ントマークは板面 の5分の1以内。											
基数及び 共架数	おおむね3件以 内、縦に5件まで 共架できる。	敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。		敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。	広告物は1建築壁 面につき1基 ワンポイントマー クは1建築壁面に つき1基	有効壁面につき1 基				
特殊装置	間接照明で白色系 であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源の点滅を伴わ ないもの		光源の点滅を伴わ ないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの					
位置、設置方法 等	営業所から1.5km 以内かつ交差点か ら5m以上500 m以内		建築物からはみ出 さないこと。			建築物からはみ出 さないこと。	開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1m以内。た だし、道路へ突き 出すことはできな い。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			直径3m以下、添 架装置の網は長さ 1.5m以下かつ幅 1.5m以下、地 上から気球までの 長さは4.5m以下

① 禁止地域（都市公園、駅前広場、公共施設等）（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下か つ横1.5m以下。 原則として同一商 店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1㎡以 内	1面につき0.2 ㎡以内	長さ15m以下 幅1.4m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩											
基数及び 共架数				敷地につき2基	敷地につき2本 ※国等が公共的 目的で掲出する場 合 敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のも のを除き、相互間 の距離6m以上						
特殊装置				光源の点滅を伴わ ないもの							
位置、設置方法 等	道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所 では、その場所が 当該アーチの公益性 から適当と認めら れること			道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 （国等が設置する 場合を除く）				道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所 では、その場所が 当該横断幕の公益性 から適当と認めら れること。	左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出  
する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれの  
ある構造、素材、位置、装置等でないこと。

② 禁止地域（高速道路及びその沿道500m並びに指定道路及びその沿道50m）（1/2ページ）

総量規制有…同一敷地内の表示面積の合計30㎡以内

※野立広告板及び野立広告塔について、国、地方公共団体等が公共的目的で表示する場合には、別の基準があります。

	野立広告板 ※案内誘導看板のみ	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 6m以下	1m以下	設置できない	地上から上端まで 6m以下	1m以下	広告物は2階窓下 以下かつ6m以 下。ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6m以下かつ軒高 以下		地上から下端まで 1. 2m以上かつ 地上から上端まで 3. 2m以下	地上から下端まで 歩道上にあつては 2. 5m以上、歩 道以外の場所にあ つては4. 5m以 上	
表示面積	1面につき0.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき10㎡ 以内かつ表裏各1 面	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内		1面につき10㎡ 以内かつ合計40 ㎡以内	1面につき3㎡以 内かつ合計12㎡ 以内	広告物は1建築壁 面につき3㎡以 内。 ワンポイントマー クは1建築壁面に つき1㎡以内	1面につき3㎡以 内かつ合計6㎡以 内	1㎡以内	1㎡以内	縦1. 2m以下か つ横0. 5m以下	
形状・幅	材料は青銅、木又 は擬木				1面の幅は2m以 内かつ最大投影幅 は2. 5m以内	1面の幅は3m以 内かつ最大投影幅 は4m以内						
道路からの 後退距離		1m以上			敷地境界から1m 以上							
広告物相互 間の距離												
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。ワンポイ ントマークは板面 の5分の1以内。	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能		地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色。					
基数及び 共架数	おおむね3件以 内、縦に5件まで 共架できる。	敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。		敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。	広告物は1建築壁 面につき1基 ワンポイントマー クは1建築壁面に つき1基	有効壁面につき1 基				
特殊装置	間接照明で白色系 であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源の点滅を伴わ ないもの		光源の点滅を伴わ ないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの					
位置、設置方法 等	営業所から1.5km 以内かつ交差点か ら5m以上500 m以内		建築物からはみ出 さないこと。			建築物からはみ出 さないこと。	開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1m以内。た だし、道路へ突き 出すことはできな い。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			直径3m以下、添 架装置の網は長さ 1.5m以下かつ幅 1. 5m以下、地 上から気球までの 長さは4.5m以下

② 禁止地域（高速道路及びその沿道500m並びに指定道路及びその沿道50m）（2/2ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで4.5m以上	地上から下端まで2.5m以上	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下				地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2m以下	縦0.5m以下かつ横1.5m以下。原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1㎡以内	1面につき0.2㎡以内	長さ15m以下幅1.4m以下			
形状・幅											
道路からの後退距離											
広告物相互間の距離											
色彩											
基数及び共架数				敷地につき2基	敷地につき2本 ※国等が公共的 目的で掲出する場 合敷地又は建築物 の出入口に設置す る1対（2本）の ものを除き、相互 間の距離6m以上						
特殊装置				光源の点滅を伴わないもの							
位置、設置方法等	道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること			道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。 （国等が設置する場合を除く）				道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	左右側面部及び前後部  交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	左右側面部及び後部  交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

(5) 禁止地域（別表第4及び第5）における国、地方公共団体等が公共的目的で表示する広告物の基準（特例基準）

① 野立広告板及び野立広告塔

地域区分	野立広告板						野立広告塔					
	別表第4-1 日光国立公園内 (指定道路及び 用途地域以外)	別表第4-2 日光国立公園内 (指定道路)	別表第4-3 ふるさと街道地 区(用途地域及 び日光国立公園 以外)	別表第4-4 日光国立公園内 (用途地域)	別表第5-1 都市公園、駅前 広場、公共施設 等	別表第5-2 高速道路及びそ の沿道500 m、指定路線及 びその沿道50 m	別表第4-1 日光国立公園内 (指定道路及び 用途地域以外)	別表第4-2 日光国立公園内 (指定道路)	別表第4-3 ふるさと街道地 区(用途地域及 び日光国立公園 以外)	別表第4-4 日光国立公園内 (用途地域)	別表第5-1 都市公園、駅前 広場、公共施設 等	別表第5-2 高速道路及びそ の沿道500 m、指定路線及 びその沿道50 m
高さ	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 5m以下	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下	設置できない	地上から上端まで 5m以下	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下
表示面積	1面につき0.5 ㎡以内で、1件に つき表裏各1面以 内	1面につき3㎡以 内で、1件につき 表裏各1面以内	1面につき3㎡以 内で、1件につき 表裏各1面以内	1面につき5㎡以 内で、1件につき 表裏各1面以内	1面につき0.5 ㎡以内で、1件に つき表裏各1面以 内	1面につき3㎡以 内で、1件につき 表裏各1面以内	1面につき2.5 ㎡以内かつ合計1 0㎡以内	1面につき2.5 ㎡以内かつ合計1 0㎡以内		1面につき2.5 ㎡以内かつ合計1 0㎡以内	1面につき3㎡以 内かつ合計1.2㎡ 以内	1面につき3㎡以 内かつ合計1.2㎡ 以内
形状・幅											1面の幅は1m以 内かつ最大投影幅 は1.5m以内	1面の幅は1m以 内かつ最大投影幅 は1.5m以内
道路からの 後退距離	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	1m以上	1m以上	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	1m以上	1m以上	1m以上		後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	1m以上	1m以上
広告物相互 間の距離	30m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。	30m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。	30m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。		30m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。	30m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。	30m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。	30m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。		30m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。	30m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。	
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能		地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能							
基数及び 共架数	1基につき縦に5 件まで共架でき る。	1基につき縦に5 件まで共架でき る。それらの表示 面積の合計は6㎡ 以内。	1基につき縦に5 件まで共架でき る。それらの表示 面積の合計は6㎡ 以内。	1基につき縦に5 件まで共架でき る。それらの表示 面積の合計は10 ㎡以内。	1基につき縦に5 件まで共架でき る。	1基につき縦に5 件まで共架でき る。それらの表示 面積の合計は6㎡ 以内。				前面道路につき1 基		
特殊装置	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの							
位置、設置方法 等												

② 屋上広告板及び屋上広告塔

地域区分	屋上広告板				屋上広告塔			
	別表第4-1 日光国立公園内 (指定道路及び 用途地域以外)	別表第4-2 日光国立公園内 (指定道路)	別表第4-3 ふるさと街道地 区(用途地域及 び日光国立公園 以外)	別表第4-4 日光国立公園内 (用途地域)	別表第4-1 日光国立公園内 (指定道路及び 用途地域以外)	別表第4-2 日光国立公園内 (指定道路)	別表第4-3 ふるさと街道地 区(用途地域及 び日光国立公園 以外)	別表第4-4 日光国立公園内 (用途地域)
高さ	1 m以下	1 m以下	1 m以下	3 m以下又は建 築物の高さの3分 の1以下で最長6 m	1 m以下	1 m以下	設置できない	3 m以下又は建 築物の高さの3分 の1以下で最長6 m
表示面積	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき5㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき2.5 ㎡以内かつ合計1 0㎡以内	1面につき2.5 ㎡以内かつ合計1 0㎡以内		1面につき2.5 ㎡以内かつ合計1 0㎡以内
形状・幅					1面の幅は3m以 内かつ最大投影幅 は4m以内	1面の幅は3m以 内かつ最大投影幅 は4m以内		1面の幅は3m以 内かつ最大投影幅 は4m以内
道路からの 後退距離								
広告物相互 間の距離								
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能		地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能
基数及び 共架数	建築物につき1 基。屋上広告塔と 併せて表示できな い。	建築物につき1 基。屋上広告塔と 併せて表示できな い。	1建築壁面につき 1基	1建築壁面につき 1基。屋上広告塔 と併せて表示でき ない。	建築物につき1 基。屋上広告板と 併せて表示できな い。	建築物につき1 基。屋上広告板と 併せて表示できな い。		建築物につき1 基。屋上広告板と 併せて表示できな い。
特殊装置	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの
位置、設置方法 等	建築物からはみ出 さないこと	建築物からはみ出 さないこと	建築物からはみ出 さないこと	建築物からはみ出 さないこと	建築物からはみ出 さないこと	建築物からはみ出 さないこと		建築物からはみ出 さないこと